「(仮称)子ども憲章」制定に向けた取組について(報告)

1 概 要

子どもを地域社会全体で見守り、育てていくため、子どもや子育てに 対する認識を共有する「(仮称)子ども憲章」の制定に着手する。

2 制定の目的

地域社会全体で子どもに関わり、見守り、育てるという気運を醸成する。

3 内容のイメージ

(1)日常生活の中で、子ども自身や子育てに関わる方、関わっていない方の子どもや子育てに対する思いや価値観の違い(ギャップ)が、できるだけ縮まり、多くの人が言葉として共有できるもの。

【例:電車の中で子どもが大泣きしているケース】

親(子育て当事者)

- ・申し訳ないな
- ・こどもは泣いて当然



周りの人

- 大変そうだな
- ・うるさい、親が何とかしろ

⇒ギャップを縮め、「お互いに気遣いできるやさしい社会」へ

(2)他の事例も踏まえながら、日常生活に近いやわらかい言葉で編成する。 <u>※以下、一部抜粋</u>

【参考1:子どもを共に育む京都市民憲章(京都市:H19年制定)】

- 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。

【参考2:北九州市子どもを育てる 10 か条(北九州市教育委員会:H15 年制定)】

- 朝は明るく笑顔で「おはよう」
- 家族にも「ありがとう」と「ごめんなさい」
- 子育ては誉める・叱る・見守る・抱きしめる
- 聞くときは、子どもの目を見て心を聴いて

4 今後の予定

子ども自身や子育てに関わる方、関わっていない方など、異なる世代・ 立場の方々から、幅広く意見を聞きながら制定する。

〇令和5年8月上旬~ 一般向けアンケート(Web)調査の実施

子どもアンケート調査の実施 関係団体等からヒアリング

子どもや若者ワークショップの開催

有識者等からの意見聴取 シンポジウムの開催 等

〇令和6年夏頃目途 (仮称)子ども憲章の制定



子どもを共に育む京都市民憲章

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、 愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを 大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、 京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で 臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、 学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、 共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。 わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを 優先します。 (平成19年2月5日制定)

参考2:北九州市教育委員会

北九州市 子どもを育てる 10 か条 (平成15年度制定)

- 1 朝は明るく笑顔で「おはよう」
- 2 家族にも「ありがとう」と「ごめんなさい」
- 3 子育ては 誉める・叱る・見守る・抱きしめる
- 4 聞く時は 子どもの目を見て 心を聴いて
- 5 食事が楽しみな家庭にしよう
- 6 大切にしたい 物より体験
- 7 まず親が きちんと実行 社会のルール
- 8 声かけて 地域の宝 子どもたち
- 9 教えよう 平和といのちと助け合い
- 10 子どもと夢を語り合おう